

(様式第8号)

長野県みらい基金 信州の特色ある学びを実践する事業・団体助成プログラム
助成対象事業実績報告書

2025年4月30日

公益財団法人

長野県みらい基金 理事長 様

申請者

所在地：長野県長野市西和田一丁目33番1号

団体名：特定非営利活動法人

ながのこどもの城いきいきプロジェクト

代表者職氏名：理事長 田中 宗史

※押印は不要です

「長野県みらいベース」において当団体が掲載した「信州の特色ある学びを実践する事業・団体助成プログラム」について、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業名

子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」事業

2 助成対象事業の実施期間

2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

3 助成対象事業の内容

常設の「子ども第三の居場所 ながのこどもわくわくカフェ」を長野市中心市街地に開設し、2年が過ぎました。小学生以上の子どもが気軽に集い、学習支援・食事支援などを通して、学習習慣や生活習慣を身につけていかれるように地域の皆さんとともに活動しています。

また家庭の経済環境などの要因で、教育格差が生まれ、学習意欲を持てずにいる子どもも見受けられます。子どもたち一人一人がおかれた環境に関わらず、自分の未来に夢と希望をもって生活ができる環境づくりを行っています。

<子ども第三の居場所の運営>

・平日の子どもの居場所

(通常開所／月・火・水(第2, 4, 5)・木・金 15:00～20:00)

学習支援、食事支援、相談、生活体験(食事作り参加等)など

・日曜日の子どもの居場所(通常開所／第1・3日曜日 10:00～15:00)

学習支援、食事支援、相談、ワークショップなど

・長期休暇中は、10:00～17:00

学習支援、食事支援、相談、体験プログラムなど

<子ども支援ネットワークの構築>

(様式第8号)

地域の連携先とともに、切れ目のない支援につなげられる体制を整えます。

4 事業の成果

別添 こどもの居場所 子ども第三の居場所 「ながのこどもわくわくカフェ」
2024 年度報告書（4 月～3 月）

本プログラムにより、日本財団の助成対象とはならない駐車場料金等を払うことが可能となり、リース車両を導入することができ、「子ども第三の居場所 ながのこどもわくわくカフェ」の環境が充実しました。フードバンク信州、信州子どもカフェネットワーク、こども食堂ネットワーク、コープながの配送センター等から食材の輸送等も可能となり、豊かな食事提供ができました。また、食材費の高騰にも関わらず、食材費を抑えることにもつながりました。

頂いた食材を栄養士、調理師さんが上手に使用し豊かな食事内容となり、カフェの食事はおいしいと応える子どもが多くみられたり、嫌いなものが食べられるようになった等食事支援の良さが発揮できています。

また、10 月からは、要望の高かった車での送迎を保護者の送迎が困難な緊急度の高い家庭への送迎を始めることができ、喜ばれています。

5 助成対象事業の実施状況を示す書類（添付）

- (1) 助成対象事業収支計算書
- (2) 事業の経過又は成果を証する書類

助成対象事業収支計算書

※下記報告書の裏付けとして、領収書のコピーを添付してください

区 分		金額 (円)	内 訳
収 入	① 本助成金	149,080	
	② 自己資金	758	自己資金
	会費、事業収入、 寄付金など		
	③ その他 補助金等	8,672,000	日本財団第三の居場所事業助成金
	収入合計	8,821,838	(A)
支 出	助成対象経費	賃借料	127,191 北澤様新田町駐車場3 賃料 10,000×4 (4月から7月分) 11,598×1 (8月分) 10,799×7 カ月 (9から3月分)
		保険料	21,889 自動車保険AIG損保 90,380×1/2=45,190 このうち21,889円
		計	149,080 (B)
	助成対象外経費	人件費支出	6,966,526 常勤職員2人、パート職員5人給料、福利 厚生費
		謝金	215,060 体験プログラム講師謝金20人分
		印刷製本 費	37,532 わくわく通信4,5,6,7号印刷費2000枚1 回、1500枚3回
		光熱水費	198,070 電気料163,571円、上下水道料42,712円
		消耗品費	729,772 食材費、衛生用品、学用品、遊具等
		管理費	106,020 機械警備費、定期清掃代、ごみ処理費用
		通信運搬 費	165,558 電話料、タブレット通信費
		賃借料	136,500 車リース料11000×12カ月、会場借料
		支払い手 数料	2,530 振込手数料
		保険料	115,190 自動車保険AIG損保 90,380×1/2 行事参加者損害保険料 AIG損害補償株 式会社
		計	8,672,758 (C)
		支出合計	8,821,838 (B) + (C) = (A)

事業の経過又は成果を証する書類

※写真を以下の枠内に2～4枚添付してください。

※写真以外の成果物（チラシ・リーフレット等）がある場合には、別途送付してください。

リース車両で頂いてきた食材で
栄養バランスの取れた食事



みんなで楽しいおいしい食事時間



駐車場とリース車両



頂いてきたパンやジャムの
フードパントリー



2024年度日本財団助成事業

長野県長野市における「子ども第三の居場所」
(B)学習・生活支援モデルの運営(3年目)完了報告書

令和7年3月



特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト

事業内容編

子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」
2024年度事業報告書

1. 実施状況報告

(1) 運営実績

① 参加状況

	開館日数	参加者総数	一日平均 参加者数	支援者総数	一日平均 支援者数	スタッフ総数	一日平均 スタッフ数	ボランティア 総数	一日平均 ボランティア数
4月	21	82	3.9	106	5.0	43	2.0	63	3.0
5月	22	109	5.0	106	4.8	47	2.1	59	2.7
6月	20	103	5.2	93	4.7	42	2.1	51	2.6
7月	22	175	8.0	101	4.6	45	2.0	56	2.5
8月	19	188	9.9	100	5.3	50	2.6	50	2.6
9月	21	110	5.2	94	4.5	48	2.3	46	2.2
10月	21	120	5.7	82	3.9	42	2.0	40	1.9
11月	20	155	7.8	89	4.5	42	2.1	47	2.4
12月	20	184	9.2	94	4.7	44	2.2	50	2.5
1月	20	142	7.1	95	4.8	46	2.3	49	2.5
2月	19	104	5.5	97	5.1	54	2.8	43	2.3
3月	20	215	10.8	107	5.4	57	2.9	50	2.5
合計	245	1,687	6.9	1,164	4.8	560	2.3	604	2.5
2023年度	246	1,603	6.5	1,361	5.5	830	3.4	530	2.2

② 日曜日の体験プログラム実施状況

	第1日曜日	参加者数	第3日曜日	参加者数
4月	4/7 料理教室①押し寿司、豆腐白玉のフルーツポンチ(提供: 青菜と湯葉のゴマ和え、かきたま汁)	13名	4/21 段ボール工作	6名
5月	≪GW 特別企画≫ 5/3 獅子舞見学(上松神楽林保存会による獅子舞披露)			7名
	5/12 料理教室②カレーピラフ、わかめサラダ、味噌汁、ミカンラッシー	12名	5/19 大道芸体験	9名
6月	6/2 料理教室③ツナとキノコの炊き込みご飯、とれたたのサラダ、豆腐白玉団子(提供: 卵スープ)	9名	6/16 オモシロ科学実験(ペーパークロマトグラフィー)	7名
7月	7/7 料理教室④タコ焼き、夏野菜スープ、カルピスゼリー	6名	7/14 祇園斎	17名
8月	8/12 料理教室⑤三色サバそぼろ丼、キュウリの塩昆布漬、牛乳寒天のフルーツポンチ	12名	夏休みチャレンジツアー(7/29~8/12) ・7/29/30 黒板アート体験(36名) ・8/2 牛乳パック工作(18名) ・8/5 防災ワークショップ(21名)	75名
9月	9/8 料理教室⑥手まりおはぎ、夏野菜マリネ、恐竜のゆで卵(提供: フルーツポンチ)	9名	9/15 キラキラしおりづくり(中学生企画)	9名
	≪ながの子ども・子育てフェスティバルタイアップ企画≫ 9/29 みんなで考えよう!			4名

10月	10/13 料理教室⑦おにぎり、かぼちゃすいとん、かぼちゃプリン	6名	10/20 ハロウィン工作	8名
11月	11/3 料理教室⑧トマトスパゲッティ、クレープ	9名	11/17 クリスマス工作	6名
12月	12/15 料理教室⑨チキンライス、クリームシチュー、ココア蒸しケーキ	11名	12/8 クリスマス会 あそびの広場&クイズ大会	20名
1月	1/6 料理教室⑩豆腐のドライカレー、チョコバナナ	17名	1/19 お正月イベント	12名
2月	2/2 料理教室⑪手作りピザ、サツマイモとりんごのサラダ、りんごゼリー	5名	2/16 味噌づくり	15名
3月	3/28 料理教室⑫ まきまきサラダずし、きやべつのスープ、 オレンジゼリー	17名	春休みチャレンジツアー(3/21～3/31) ・3/21 やしろうまづくり ・3/24 段ボール工作 ・3/25 大ちゃんとおぼろ！ ・3/27 「ワークショップ」「こころ・からだ・性の大事」	124名

※ 毎月第3火曜日には、JPIC 読書アドバイザーによる絵本の読み聞かせを実施

③ 登録者内訳（登録者数／135名）

小学1年生	24名	鍋屋田9、城山3、浅川2、青木島1、安茂里1、古牧1、サミットエレメンタリースクール1、山王1 徳間1、古里1、緑ヶ丘1、裾花1、市外1
小学2年生	18名	下氷鉋3、浅川3、鍋屋田2、若槻2、信大附属2、朝陽2、安茂里1、城山1、古里1、吉田1
小学3年生	27名	城東5、浅川4、鍋屋田4、城山3、古里2、加茂1、グリーンヒルズ1、篠ノ井東1、裾花1、芹田1、 徳間1、豊野西1、南部1、若槻1
小学4年生	20名	鍋屋田7、山王2、牟礼2、安茂里1、古牧1、下氷鉋1、城東1、城山1、緑ヶ丘1、吉田1、若槻1、 浅川1
小学5年生	10名	鍋屋田3、浅川2、城山2、古牧1、下氷鉋1、裾花1、
小学6年生	12名	若槻4、青木島1、加茂1、川中島1、山王1、城山1、豊野西1、信大附属1、市外1
中学1年生	4名	柳町3、豊野1
中学2年生	15名	櫻ヶ岡4、柳町4、北部3、市立長野附属1、川中島1、三陽1、西部1
中学3年生	3名	川中島1、篠ノ井東1、豊野1
高校生	2名	篠ノ井高校、屋代高校

子ども家庭福祉課、スクールソーシャルワーカー等からの紹介での利用が増えてきた。

(2) 広報実績

- ① 近隣小学校(鍋屋田、山王、城東、城山、加茂)へのチラシ配布(4回／6月、10月、2月、3月)
- ② 長野市送付のひとり親家庭への通知にチラシ、わくわく通信同封(10月／2,500部)
- ③ 活動報告ペーパー「わくわく通信」の発行(1,500部／6月・2月・3月、2,500部／10月)
 ≪配布先≫ 鍋屋田小 179、山王小 164、城東小 352、城山小 332、加茂小 189 他
- ④ ホームページにて、毎日の活動状況をブログとして発信
- ⑤ 登録世帯との連絡手段について、利用者ニーズに応じて、SMS から LINE への変更を調整中

(3) 外部連携実績

① ボランティア受入れ

- ・ 地域まるごとキャンパス
- ・ ようこそ森と木ラボ
- ・ 長野少年鑑別所

② 地域・教育機関等との連携

- ・ 新田町、問御所町(7/17 ながの祇園祭)
- ・ 長野美術専門学校(7/28.29 黒板アート製作)
- ・ 長野市教育委員会(11/24 長野地域多様な学びフォーラム)

③ 食材・物資提供

- | | |
|----------------------|------------------|
| ・ フードバンク信州 | ・ ブックサンタ |
| ・ 長野地域こどもカフェプラットフォーム | ・ 明治製菓 |
| ・ こども食堂ネットワーク | ・ ヤマト運輸 |
| ・ JA ながの | ・ コープながの |
| ・ くりのみ園(障がい者支援施設) | ・ 近隣の商店及び住人(10人) |

④ 研修・視察受入れ

- ・ 飯綱町社会福祉協議会視察
- ・ 信州大学附属長野中学校「あさひのプロジェクト」
子どもの居場所担当チーム受け入れ／16名(7月10・11日、12月11日)
- ・ 第三地区民生児童委員協議会視察視察
- ・ 新潟市民生委員協議会視察
- ・ 中央高等学院視察

(4) アンケート調査(2024年9月実施／回答率約 30%)から聞かれた子どもたちの声

① 満足度

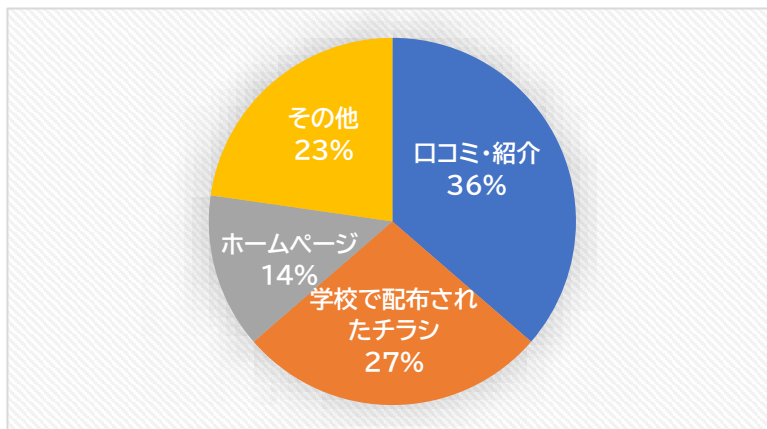
回答者の 94%が「満足・ほぼ満足」と回答

(理由)

- ・ 居場所ができたから
- ・ 居場所として提供いただきありがたいです
- ・ 子どもたちが楽しそうなので
- ・ 子どもが楽しんでいるため
- ・ 子どもが楽しく利用できているため
- ・ 子ども達が楽しい！と言って 2 人で行かせてもらってるので
- ・ スタッフの皆さんはとても優しく、お迎えの際には今日の様子を話してくれて嬉しいです
子どもも楽しみに通っています

- ・ スタッフのみなさんが子どもによく関わってくれている
- ・ 日曜日に開館して下さることがありがたい
- ・ 土日利用が増えると尚良い
- ・ 学校まで迎えに来てくださって、夕飯まで提供して下さるため
- ・ 送迎が大変
- ・ 平日 20 時まで開いているから
- ・ 家や学校とは違った遊びや体験ができて、子どもが喜んでいるので満足しています
- ・ 学習支援、食事提供、食料配布、育児相談がある

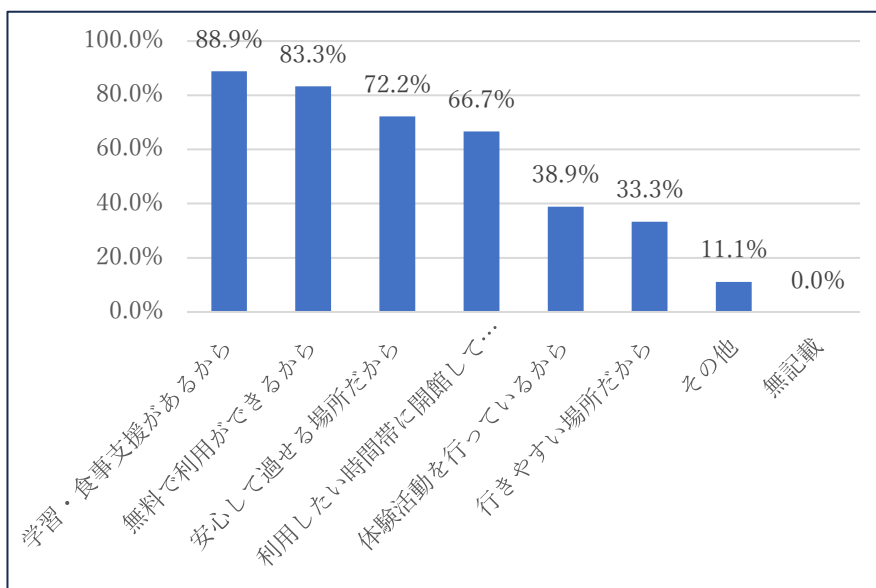
② 利用のきっかけ



その他

- ・ もんぜんぷら座で紹介された
- ・ 小学校から通っていたから
- ・ 新聞記事
- ・ 施設内で遊んでいたから誘われた

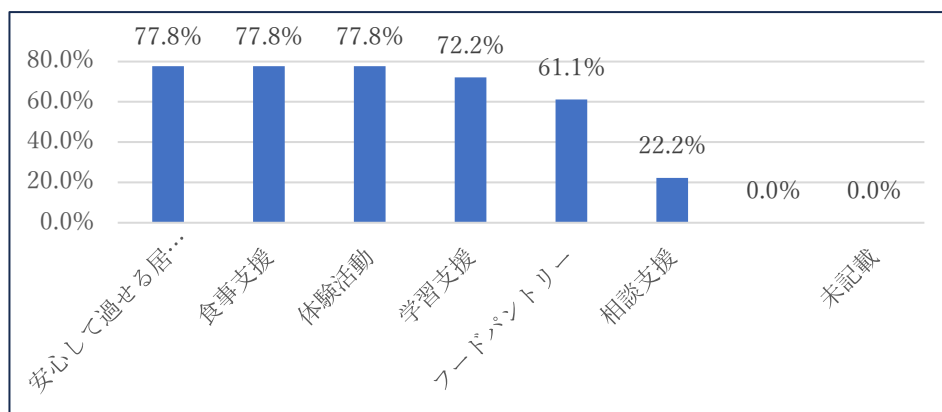
③ 利用する理由



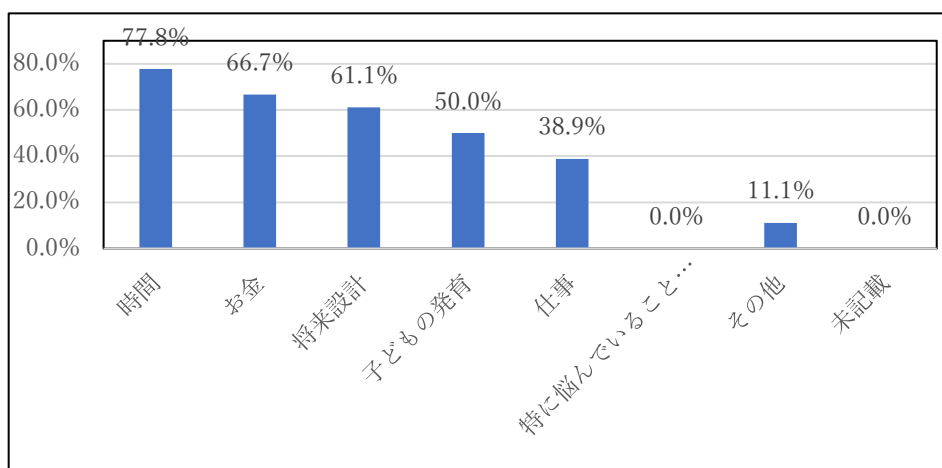
その他

- ・ 子どもが参加したがったから
- ・ プラザまでお迎えに来てくれるから

④ カフェに求める支援



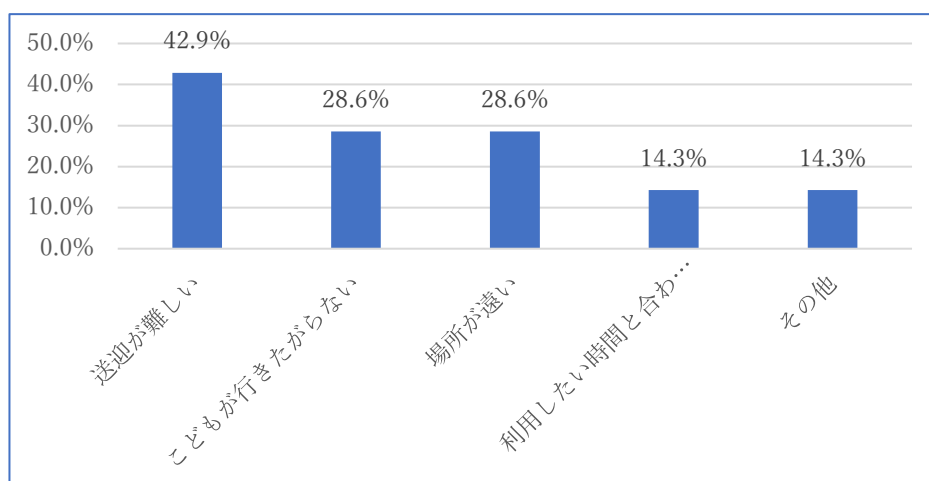
⑤ 子育ての悩みは何ですか？



その他

- ・ 家庭環境
- ・ ヤングケアラー
- ・ 子ども同士の関わり合い

⑥ 利用の妨げになっている理由



その他

- ・ 子どもが
風邪気味の時
- ・ 忙しい時
- ・ 子ども同士の
トラブル

⑦ カフェ利用による子どもの変化

- ・ 第三の居場所ができて、表情が柔らかくなった
- ・ 本人、親、兄弟が穏やかに過ごせる日が利用以前より増えた
- ・ 違う学校の子や学年の違う子とも仲良くなれて、わくわくカフェに行く日を楽しみにしています
- ・ プラザ以外の選択肢があることで、放課後も楽しんでいるようでした。
鍋屋田の他学年のお友達や以前通っていた保育園のお友達、他の小学校のお友達と遊べて、友達の輪が広がったのはとてもいい影響だなと思ってます
- ・ 学校以外でお友達と交流する場ができた
- ・ 友達ができて喜んでいます
- ・ 友達や信頼出来る大人が増えた
- ・ ふだん接点のない地域の方や、他校の子どもたちと知りあうことを楽しみにしている
- ・ 歳の離れたお兄さんお姉さん方と遊ぶ機会が増え、楽しい！と話してました
- ・ 普段接しない人との関わりが向上した
- ・ 製作物など大作が多く、カフェでも家でも誉められることで子どもの自信に繋がっているように感じている
- ・ 野菜が嫌いですが、カフェで食事をいただいてから食べられる野菜が増えました

⑧ 子どもたちの感想

- ・ 居心地が良い
- ・ ご飯が美味しい、友達ができて嬉しい、空間が落ち着く
- ・ 違う学校のお友達もできて良かった
- ・ 行くとたびに、違うお友達が増え今日はこんな遊びをしたよ！などお話ししてくれます
- ・ カードゲームが一緒に出来る相手がいて楽しい
- ・ おもちゃが少ないので、遊ぶ人がいないとつまらないが料理教室は楽しい
- ・ お友だちと遊べるのが楽しい
- ・ 楽しい
- ・ 楽しいし、ご飯がおいしいのでまた行きたいです
- ・ 楽しいし、ご飯が美味しい
- ・ ご飯が美味しい、勉強を教えてくれて良い
- ・ 工作を作るのが楽しい、ご飯がおいしい
- ・ 工作などをやった時は喜んで教えてくれ、調理実習も楽しいようだ
- ・ 家ではあまりできない、料理や工作などが楽しめて嬉しい

⑨ カフェへの要望、意見

- ・ 長野市の南エリアにもあればとても助かります
- ・ スタッフの方々がよく観てくださっていて日々感謝しています
- ・ 保護者も参加できるようにして頂くと我が家としてはありがたいです。少し情緒不安定な部分と敏感なところがあり、学校も初めの 30 分位は一緒にいるため

2. 居場所運営の成果と課題

(1) 居場所運営における成果

- ・ 長期・定期的に利用している子どもが増えており、発達障害や生活習慣(排泄の自立、食事マナー)の未発達、身体障害や不登校など、個々の子どもたちの特性に応じた継続支援を行う中で、それぞれの子どもたちの成長が見られてきている。
- ・ 開設から2年目となり、居場所の存在が当事者及びその保護者、支援関係者に認識され、2024 年度は60名の新規登録者があった。長野市送付のひとり親家庭への通知にカフェのチラシを同封いただけたことで、ひとり親家庭とも多くつながってきている。
- ・ 地域イベントへの積極的参加や、広報に力を入れてきたことで、地域の中でも居場所の存在が認められ、近隣の商店及び住民から食材などの寄付を受けることが増えている。
- ・ 利用者からの要望の多い送迎について、10 月から必要の緊急度の高い家庭に対して、火・木曜日に 4 家庭への送迎を行い、支援につながった。
- ・ 車をリースできたことにより、食材の運搬等が行いやすく、豊富な食材を頂くことができ、豊かな食事の提供ができたり、使い切れない食材は定期的にフードパントリーを行い喜ばれている。

(2) 居場所運営における課題

- ・ 日常的に利用している子どもたちが増え、長期休み期間中の利用頻度も高かったこともあり、長期休み期間中だけの利用を希望する方の受入れができないケースがあった。
- ・ 発達障害や生活習慣の未発達など、子どもたちの特性に応じた対応が必要なケースが昨年度よりも増えており、スタッフやボランティアの充実(人数確保・スキルアップ)が必要。
→ 専門家からのアドバイスを受けながら、研修の機会を増やしている。
- ・ 日本財団からの助成事業は2025年度までとなるため、それ以降の予算確保が大きな課題であり、2026年度より児童育成拠点事業として長野市での事業化を目指し調整を進めている。(2024 年 12 月第二種社会福祉事業「児童育成拠点事業」開始届が受理され、1月から開始)
また、長野県みらい基金「信州の特色ある学びを实践する事業・団体助成プログラム」へ参加し、「税制優遇処置」の費用対象となることを PR しながら寄付を募り、21名から16万3千円の寄付をいただいた。
10月には、国際ソロプチミスト長野-みすず様より、ボランティア賞賛金として5万円の寄付をいただく。

一年間の活動の様子

○ 日常の様子



刺激し合いながら取り組む学習



個別に寄り添った学習支援



自然と人が集まる畳スペース



体を動かす屋外遊び



栄養バランスの取れた野菜たっぷりの夕食



みんなで楽しい美味しい食事時間

○ 体験プログラムの様子



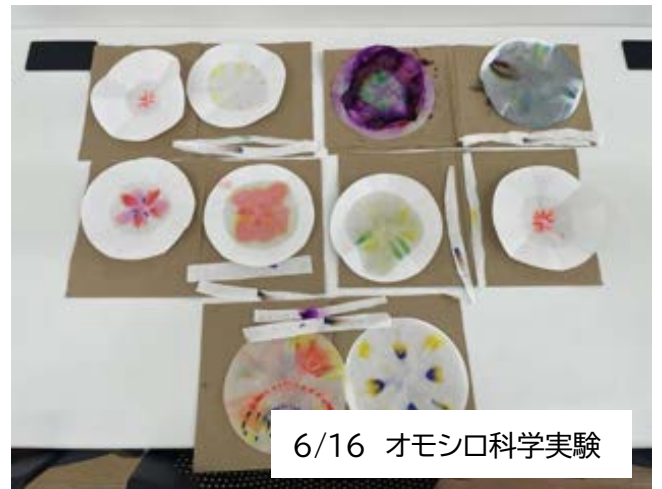
4/7 お料理教室①



5/3 獅子舞フェスタ



5/19 大道芸体験



6/16 オモシロ科学実験



7/14 祇園齋



7/29 黒板アート体験



8/5 防災講座



8/12 お料理教室⑤



9/15 キラキラしおりづくり(高校生企画)



12/8 クリスマス会①あそびの広場



12/8 クリスマス会②クイズ大会



12/8 クリスマス会③スペシャルランチ



12/8 クリスマス会④サンタからのプレゼント



12/15 お料理教室⑨



12/11 附属中振り返り会



月一回の絵本の読み聞かせ



1/19 お楽しみ会のベーゴマ大会



1/19 お楽しみ会のお正月料



2/16 味噌づくり 美味しくなあれ



2/16 黒板アートも春の装い



3/21 やしろうまづくり



3/27 ワークショップ「こころ・からだ・性の大事」



春休スペシャルウィークでモノ作りに夢中なこども達



資料編

1. 運営規程

【ながのこどもわくわくカフェ】 運営規程

この運営規程は、児童育成支援拠点事業実施要綱に基づき実施する事業について定める。

（事業の目的）

第1条 「NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト」（以下「事業者」という。）が運営する「ながのこどもわくわくカフェ」（以下「事業所」という。）により実施される児童育成支援拠点事業は、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

（事業の対象者）

第2条 児童や保護者からの相談や、行政の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者

- （1）食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- （2）家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- （3）その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

（運営の方針）

第3条 事業者は、支援対象児童の適性や特性、その他の事情を踏まえた個別支援計画を作成し、これに基づき包括的に実施する内容としては以下（1）～（7）とし、利用者の状況等に応じて（8）を実施する。（1）～（7）の支援内容は、常時するわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備するものとする。

＜包括的に実施する内容＞

- （1）安全・安心な居場所の提供
- （2）生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言等）
- （3）学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート等）
- （4）食事の提供
- （5）課外活動の提供
- （6）学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- （7）保護者への情報提供、相談支援
- （8）送迎支援

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ・ ・ ・ ながのこどもわくわくカフェ
- (2) 所在地 ・ ・ ・ 長野県長野市大字南長野新田町1485-1 もんぜんぷら座1階

(定員)

第5条 定員は、養育環境に課題を抱える児童に対して十分な支援を提供する観点から、概ね20人とする。

(職員配置、要件及び職務の内容)

第6条 支援の実施にあたり、以下(1)(2)の職員を配置し、必要に応じて(3)(4)の職員を配置して支援を行う。尚、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は(3)心理療法担当職員に該当する者を必ず置く。また、管理者又は支援員の内1人以上は、必ず常勤職員とすることとし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努める。加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置する。尚、利用児童が5人未満の場合は、職員の内1人を除いた者については同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事していても差し支えないものとする。

<必須>

(1) 管理者

ア 職務内容

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の作成等を行う

イ 要件

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有するもの

(2) 支援員

ア 職務内容

児童や保護者への支援等を行う

イ 要件

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができるもの

<任意>

(3) 心理療法担当職員

ア 職務内容

メンタルケア等が必要な利用者に対して、心理的支援を行う

イ 要件

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修め

て卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する 1 年以上の経験を有するもの

(4) ソーシャルワーク専門職員

ア 職務内容

児童及びその家庭を対象にした下記ア～ウのソーシャルワークの支援等を行う

(ア) 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等

(イ) 児童の家庭への訪問を含めた支援

(ウ) その他、居場所における児童に必要な支援

イ 要件

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者

(研修)

第 7 条 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、従事する職員の質の担保に努める。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。合わせて、個人情報の適切な管理や守秘義務等についても研修を行うものとする。

(運営委員会)

第 8 条 本事業の活動を推進することを目的とした運営委員会を設置するものとする。

2 運営委員会は、行政、学校、地域団体等の関係者をもって構成するものとする。

3 運営委員会は、必要に応じて定例会を開催するものとする。

(開所日及び開所時間等)

第 9 条 事業所の開所日及び開所時間等は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 原則として、第 1・3 水曜日を除く平日及び、第 1・3 日曜日を開所日とする

イ 開所日数は 1 年につき 250 日以上とする。

(2) 開所時間

ア 平日 14:00～20:00

イ 休日 10:00～18:00

2 事業者は、特に必要があると認めたときは、前項の規定に関わらず、臨時に開所日に閉所することができる。この場合、事前に保護者に周知するものとする。

3 事業者は、特に必要があると認めたときは、第 1 項の規定に関わらず、開所時間を変更することができる。この場合、事前に保護者に周知するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 10 条 事業所は、業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、他事業において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（子どものセーフガーディングのための行動規範）

第 1 1 条 事業者は、本事業に関わるすべての職員に、法人が定める「子どものセーフガーディングのための行動規範」への同意を求めるものとする。

（事故の発生又はその再発の防止）

第 1 2 条 事業者は、事故の発生又はその再発の防止に努め、事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 6 年 3 月 2 2 日付けこ成安第 3 6 号・5 教参学第 3 9 号通知）に従い、速やかに報告するものとする。

- 2 事業者は、損害賠償保険に加入するなど児童の事故に備えるものとする。
- 3 事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 6 条の 3 に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めるものとする。
- 4 事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 9 条の 3 に準じ、業務継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めるものとする。

2. 送迎関連書類

送迎手順

《申請・受付》

- ・ 保護者から申し出があった場合には、施設管理責任者が送迎受け入れの可否を判断し、受け入れ可能な場合には、保護者に送迎申込書を記載してもらい、保護者との連絡体制を確保する
- ・ 欠席等の理由により送迎用車を利用しない場合には、当日 14：00 迄に施設へ電話連絡が必要なことを保護者に伝える

《送迎名簿の作成》

- ・ 出席確認者は、曜日ごとの送迎名簿を作成し、施設管理責任者に確認をとり、送迎担当者に共有する
- ・ 欠席者が出た場合には、施設管理責任者と送迎担当者に共有する

《送迎乗降確認表（チェックシート）の記入》

- ・ 送迎担当者は、送迎を行うごと、送迎乗降確認表を記載する
- ・ 記載後は、施設管理責任者まで提出する

《送迎終了後》

- ・ 送迎担当者は、自動車運転日報に記載する
- ・ 車内点検を再度行い、次の送迎に備える
- ・ 事務所へ送迎乗降確認表と車の鍵を返却する

【運転時のルール】

- ・ 毎回、送迎前と送迎後に車両点検を行い、破損部分などあれば施設管理責任者に報告する
- ・ 送迎担当者は、法定速度を守り道路交通法に従いながら運転する
- ・ 走行中に携帯電話を使用の必要が発生した場合は、車を路肩に停車し、電話連絡を行う
- ・ 予定時刻に指定場所に利用者がいなかった場合には、保護者に連絡を行う
- ・ 事故が発生したり、利用者に急変が生じた場合は、車を路肩に停車し、事務所へ連絡をして指示を仰ぐ

送迎申込書

記入者氏名／ _____ (続柄 _____)

緊急連絡先(携帯番号)／ _____

利用者情報		
乗車する子どもの氏名	乗車場所	降車場所
1		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有 ・ 無	有 ・ 無
	氏名 ()	氏名 ()
2		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有 ・ 無	有 ・ 無
	氏名 ()	氏名 ()
3		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有 ・ 無	有 ・ 無
	氏名 ()	氏名 ()

《確認事項》

- ・ 欠席等の理由により送迎用車を利用しない場合には、当日 14 : 00 迄に施設へ電話連絡(026-225-9354)をお願いします
 - ・ 事故発生時には、ながのこどもわくわくカフェ運営者である NPO 法人ながのこどもの城いきいきプロジェクトが加入する任意保険にて補償を行います
- ※ 送迎者への乗車から降車までが補償対象となります

送迎名簿

- * 出席確認者は、曜日ごとの送迎名簿を作成する
- * 作成後は、施設管理責任者の確認後、送迎担当者に渡す
その際、欠席者がいた場合には、合わせて伝える

作成者氏名／

木曜日		
乗車する子どもの氏名	乗車場所	降車場所
1 緊急連絡先		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有()・無	有(駐車で降車)・無
2 緊急連絡先		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有()・無	有()・無
3 緊急連絡先		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有()・無	有()・無
4 緊急連絡先		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有()・無	有()・無
5 緊急連絡先		
《特記事項》	受け渡し者	受け渡し者
	有()・無	有()・無

送迎乗降確認表（チェックシート）

* 送迎を行うごとに記載する

* 記載後は、施設管理責任者まで提出する

送迎担当者氏名／_____

日付 ／	: 発 送・迎	: 発 送・迎	: 発 送・迎	: 発 送・迎
☐ 乗車名簿の確認	済	済	済	済
☐ 乗車する子どもの数の確認	済	済	済	済
☐ 連絡のない子どもの欠席	有・無	有・無	有・無	有・無
	児童名	児童名	児童名	児童名
☐ 出席確認者への確認	済	済	済	済
☐ 車内に子どもが残っていないことを確認	済	済	済	済
☐ 特記次項				

確認者／_____

令和 年 月 日

NPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト

理事長 田中 宗史 殿

誓約書

私は、法人車両を以下の事項を厳守して使用することを誓約致します。

記

1. 交通法規、車両管理規程その他法人の諸規程の定めを遵守致します。
2. 人命を尊重し、安全運転を第一に心掛けます。
3. 法人車両を、無断で私用に用いることは致しません。
4. 飲酒、長時間の運転による疲労、その他安全運転に支障がある健康状態で車両を運転することは致しません。
5. 自己の過失や故意により車両に損害を与えた場合、それを弁償致します。
6. 報告義務の厳守
 - ① 体調不良等のため、正常な運転に懸念がある場合は、不慮の事態を招かぬようその旨を施設管理責任者に報告致します。
 - ② 車両に異常を発見した時は速やかに施設管理責任者に報告致します。
 - ③ 軽微な物損等についても、その都度速やかに施設管理責任者に報告致します。
 - ④ 他のスタッフの不良な行為を発見した時は直ちに施設管理責任者に報告致します。
 - ⑤ 業務上外を問わず、違反歴が生じた場合は、施設管理責任者に報告致します。
7. 運転中は禁煙致します。
8. 運転中は携帯電話等の操作を行いません。
9. 運転中に眠気を感じたときは無理をせず、休憩を取るなど事故防止に努めます。
10. 万が一交通事故を起こしたときは、勝手に示談を行わず、法人の指示に従います

以上

氏名／ _____ ⑩

3. 防犯対策マニュアル

子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」 防犯対策マニュアル

R7 年 1 月作成

1. 目的

利用者の生命を守り、安全を確保するとともに、不審者侵入を未然に防止し、避難誘導など、スタッフが迅速に連携対応できるように、防犯の具体的な方法や職員の役割など明らかにし、防犯体制を確立する。

2. 緊急時の安全管理

(1) 危機対応時の役割分担

役割	対応者(例)	内容
全体指揮	施設責任者	警察署、報道機関への対応、事務局への連絡
指揮・外部対応	事業担当チーフ	職員への報告、関係者への報告・連絡
不審者への対応	発見者・応援職員	不審者かどうか確認
避難誘導・安全確保	全職員	利用者避難誘導、安全確保
応急処置・医療機関への連絡	事業担当チーフ	ケガをした場合の応急処置、医療機関への連絡
電話対応・記録	施設責任者	関係各所への連絡
安否確認	全職員	全体把握、施設外巡視

(2) 不審者の認識

- ① 不審者の来訪があった際には、インターホン越しに対応する。
- ② 相手の状況を冷静に観察し、先入観にとらわれない。
- ③ 冷静な対応を保ち、相手の挑発に乗じない。
- ④ 相手を犯罪者扱いしない。
- ⑤ 不審者の状況が重大で、かつ緊急を要する場合は、速やかに110番及びもんぜんぷら座事務局(219-0020)に通報を行う。
- ⑥ 不審者が車に乗車していた場合、車のナンバーを確認すること。

(3) 不審者の対応

- ① 2名以上で対応する。(職員1名の勤務の場合には、インターホン越しの対応に留める)
- ② 施設責任者は、発見者もしくは応援職員から状況を確認する。
- ③ 動向を観察しながら、緊急を要する場合は、速やかに110番及びもんぜんぷら座事務局(219-0020)に通報を行う。

(4)不審者の侵入を知らせる

- ① 緊急連絡先の確認 ⇒ 警察署 110 番、もんぜんぷら座事務局 219-0020
- ② 発見者もしくは応援職員は、あらかじめ設定した合言葉で不審者の情報を周知する。
(例 ○○施設長、10 番です)
- ③ 全職員で安全な場所を確認し、利用者誘導する。

(5)安全確保

- ① 利用者の安全確保を最優先する。
- ② 職員自身の安全を守る。
- ③ 発見者もしくは応援職員以外の職員は、周辺の安全な避難ルートや避難場所の確保にあたり、落ち着いて対応する。
(表口から侵入→裏口から避難、裏口から侵入→表口から避難)
- ④ 不審者が危険物を所持している場合は、机、いす等を使い距離を置く。

(6)再侵入しないか

- ① 避難場所で人員及び負傷者の確認を行い、入り口などを巡回し、安全確保に努める。
- ② 負傷者がいた場合には、応急処置を施し、場合により救急車 119 番の要請をする。
(救急搬送する場合は職員が付き添う)
- ③ 不審者が退去した場合、再侵入しないかの確認(侵入経路・施設周辺の監視)をした上で、避難場所から利用者を施設内に誘導する。
- ④ 事業担当チーフは、利用者の保護者へ注意喚起の連絡をする。

(7)事後対応

- ① 情報を整理して、警察署や病院等へ情報を提供する。
- ② 保護者、運営委員会へ説明を行う。
- ③ 再発防止のための検討を行い、防止に取り組む。
- ④ 速やかに情報の整理と提供、各関係機関などに連絡、事件の経過やその後の施設の方針を示す。

(8) 日常における安全確保

- ① 来館者の確認及び情報共有(来客、送迎保護者、ボランティア等)
- ② 入口ドアの施錠の徹底
- ③ 施設周辺での事件情報の把握

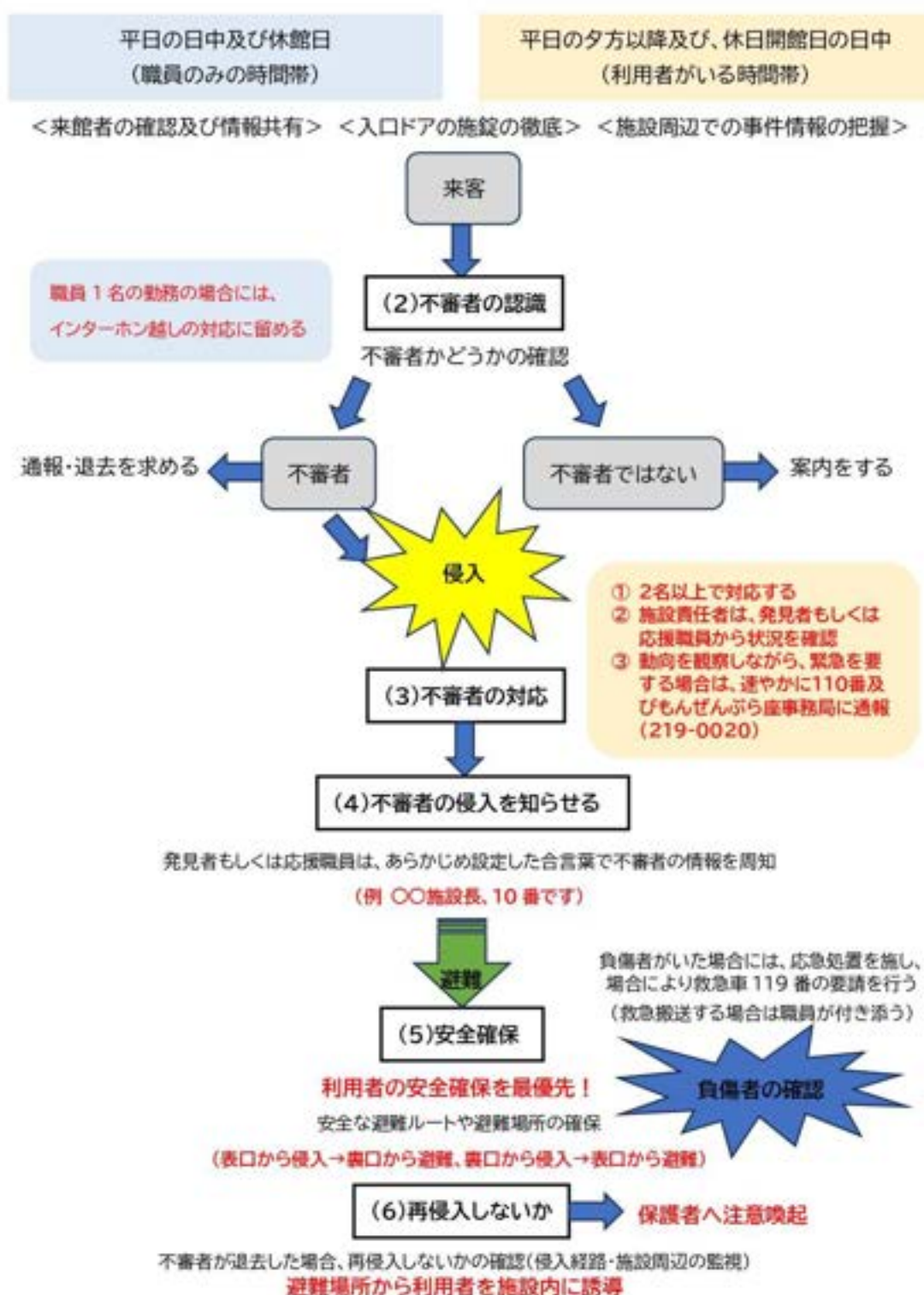
＜危機対応時の役割分担＞

役割	対応者	月	火	水	木	金	土	日
全体指揮	施設責任者	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原
指揮・外部対応	事業担当 チーフ	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野	(災害) 廣田	(カフエ) 水野 (災害) 廣田
不審者への対応	発見者 応援職員	(カフエ) 水野・寺澤 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 水野・寺澤 牧野・依田	(カフエ) 水野・寺澤 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 水野・寺澤 牧野 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 水野・寺澤 松木・笠原	(災害) 廣田	(カフエ) 水野・寺澤 (災害) 廣田
避難誘導 安全確保	全職員	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 岡村・野本 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 牧野・依田 若月	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 岡村 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 牧野・浜岡 杉尾 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 松木・笠原 浜岡・杉尾		(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 (災害) 廣田
応急処置 医療機関 への連絡	事業担当 チーフ	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野 (災害) 廣田	(カフエ) 水野	(災害) 廣田	(カフエ) 水野 (災害) 廣田
電話対応・記録	施設責任者	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原	小笠原
安否確認	全職員	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 岡村・野本 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 牧野・依田 若月	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 岡村 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 牧野・浜岡 杉尾 (災害) 廣田・久島	(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 松木・笠原 浜岡・杉尾		(カフエ) 小笠原 水野・寺澤 (災害) 廣田

※ 不審者への対応は職員が行い、避難誘導・安全確保は職員とボランティアが総出で行う。

※ 施設責任者や事業担当チーフが不在の際には、それに次ぐ職員が対応にあたる。

＜不審者対応フロー＞



4. 洪水時の避難確保計画

子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」 における洪水時の避難確保計画

作 成：令和 7 年 3 月

1 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本避難確保計画は、子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」に勤務又は利用する全ての者に適用する。

3 防災体制

体 制	体制確立の判断時期	活動内容	対応職員
注意体制	・大雨又は台風に関する気象情報発表 ・大雨警報（浸水害）、洪水警報発表	・気象情報等の情報収集	・統括管理者 統括・情報班
警戒体制	以下のいずれかに該当する場合 ・裾花川氾濫注意情報発表 ・裾花川岡田観測所（氾濫注意水位 1.10m 到達）	・洪水予報等の情報収集	・統括管理者 統括・情報班
		・使用する資機材の準備	・避難誘導班
		・保護者等への事前連絡（非常体制に移行するおそれがある場合）	・統括・情報班
非常体制	以下のいずれかに該当する場合 ・避難準備・高齢者等避難開始避難勧告又は、避難指示（緊急）の発令 ・裾花川氾濫警戒情報発表 ・裾花川（岡田観測所）避難判断水位（2.00m）到達 ・保育・幼稚園課から指示 ・危険の前兆を確認	・避難誘導	・避難誘導班
		・周辺住民等への避難協力依頼	・統括管理者

4 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報、水位到達情報	長野市からのファックス、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）、携帯電話（長野市防災メール）
避難勧告・避難指示	携帯電話（長野市防災メール）、インターネット（長野市防災情報ポータル）

※インターネット

気象庁

- ・ 警報、注意報、洪水警報の危険度

国土交通省 河川情報センター

- ・ 河川情報（水位、雨量等）

長野県河川砂防情報ステーション

- ・ 土砂災害危険度、雨量予想、水位、カメラ映像等

長野市防災情報ポータル (<http://nagano-bousai.jp/>)

- ・ 雨量情報、河川水位情報、避難情報、避難所開設状況



防災情報ポータル
QR コード

- 停電時は、ラジオ、携帯電話等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど確認を行う。

(2) 情報伝達

- 別紙1「体制ごとの施設内緊急連絡網」（以下、「別紙緊急連絡網」）に基づき、気象情報、水位情報、避難に関する情報等を施設内関係者間で共有する。
- 警戒体制下で非常体制に移行するおそれがある場合
保護者及び別紙緊急連絡網の関係者に連絡する。（地元関係者に避難協力を募る。）
「非常体制に移行した場合には『じゃん・けん・ぽん2階』に移動します。」
- 非常体制に移行した場合
避難開始時 → 保護者と別紙緊急連絡網の関係者に報告する。
「非常体制に移行したので、『じゃん・けん・ぽん2階』に移動します。」（垂直避難）

5 避難誘導

(1) 避難場所

- 長野市大字南長野1485-1もんぜんぷら座2階『こども広場じゃん・けん・ぽん2階』とする。

(2) 避難経路

■ 省略

(3) 避難誘導方法

- 避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について避難者全員に説明する。
- 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- 避難する際には、施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- 避難する際には、出入口の施錠を行い、避難先、避難開始時刻を記載したものを玄関に掲示する。

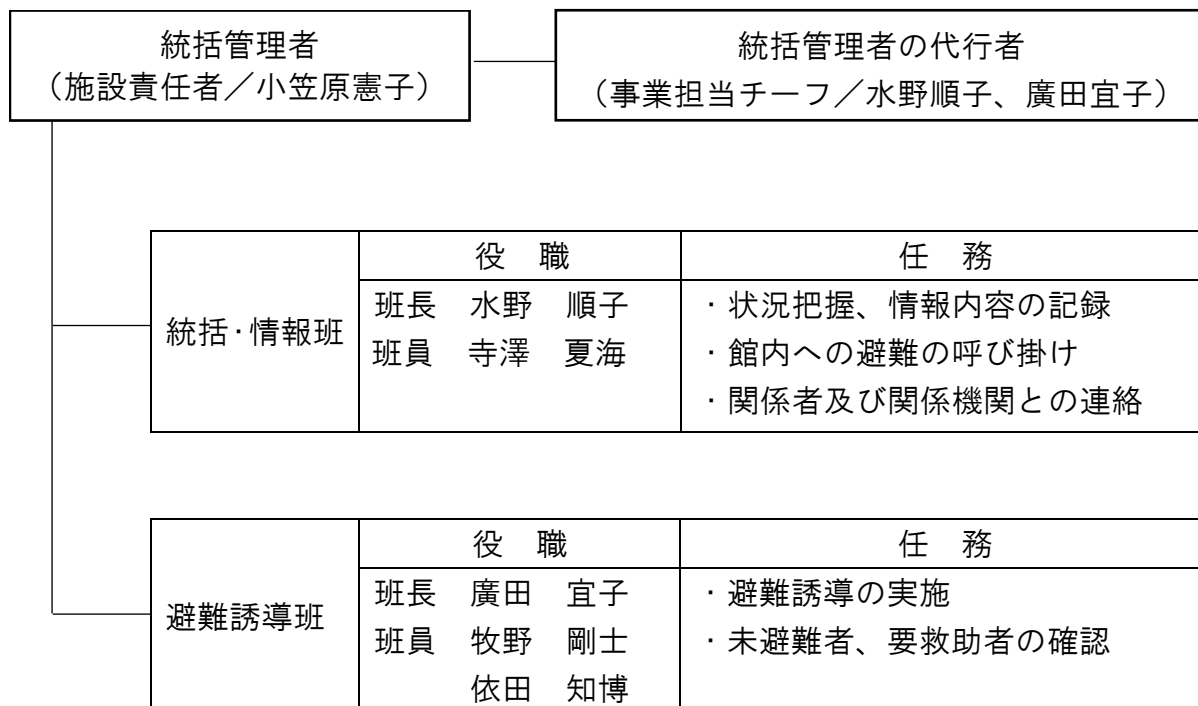
6 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・情報伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、別表2「避難確保資機材リスト」に示すとおりである。
- これらの資機材については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

7 防災教育及び訓練の実施

- 毎年5月に全職員を対象として情報収集・情報伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

別表1 組織図と任務

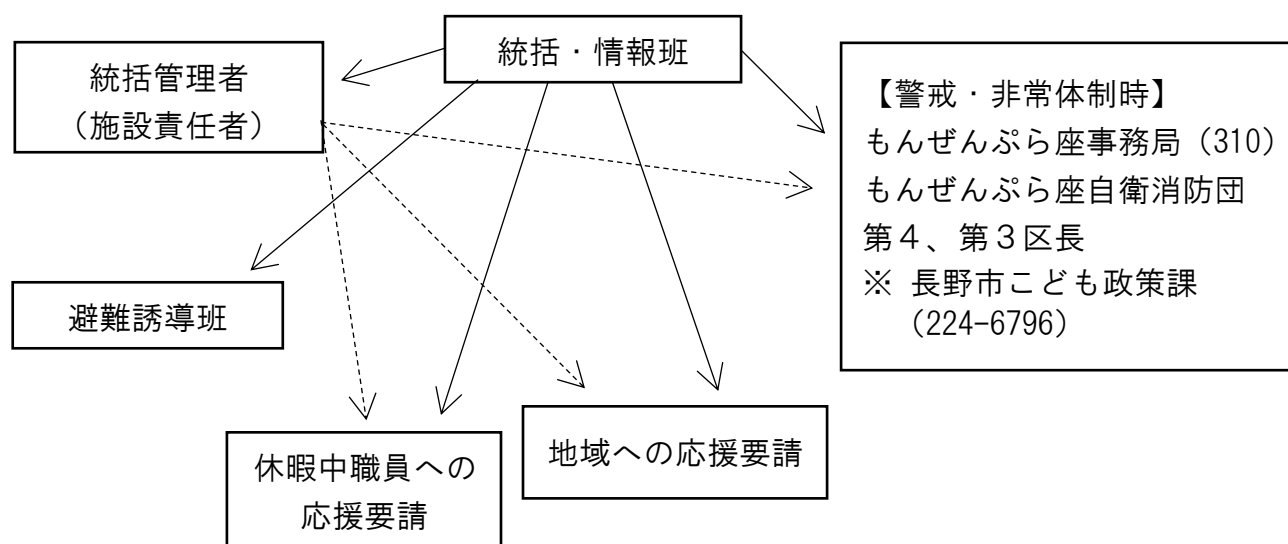


別表2 「避難確保資機材リスト」

任 務	装 備 品
総括・情報班	・ 緊急連絡先名簿（職員、入館受付名簿、関係機関等） ・ 情報収集及び伝達危機（ラジオ、携帯電話等） ・ 照明器具（ヘッドランプ、懐中電灯等） ・ 電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導班	・ 緊急連絡先名簿（職員、利用者名簿、関係機関等） ・ 情報収集及び伝達機器（携帯電話等） ・ 照明器具（ヘッドランプ、懐中電灯等） ・ 電池、携帯電話用バッテリー ・ 蛍光塗料 ・ 食料（保存食） ・ 飲料水（水筒、紙コップ(小)） ・ 衣類（着替え、バスタオル） ・ 緊急医療品 ・ 布ガムテープ ・ 油性マジック ・ 貴重品 ・ その他（おしぼり、ビニール袋、軍手、筆記用具）

※災害に備え、常に持ち出せるよう準備しておくものとする。

別紙1 体制ごとの施設内緊急連絡網



別紙2 避難経路

5. 洪水時の避難確保計画

子ども第三の居場所「ながのこどもわくわくカフェ」 《地域連絡会組織図》

29

